

令和8年2月18日

東大和市教育部中央図書館
館長 浴 靖子 様

東大和市立図書館協議会
会長 島 弘

東大和市立図書館のこれからのあり方について(答申)

令和7年7月17日付大教教図発第2号により諮問を受けた標記の件について、鋭意検討を重ねてまいりました。その結果について、別添のとおり答申いたします。

直営のもとでの司書の採用による持続的な図書館サービスの向上と、充実した蔵書構成を維持するための新たな書庫の確保とを提言する本答申の趣旨が十分に反映されることを望みます。

令和 8(2026)年 2 月 18 日

東大和市立図書館のこれからのあり方について(答申)

東大和市立図書館協議会

はじめに

東大和市における図書館サービスは、昭和 52(1977)年、移動図書館車「みずうみ号」1台からのスタートでした。昭和 59(1984)年 4 月には、市民が待ち望んでいた中央図書館が開館し、本格的な図書館サービスが開始されました。その後、平成 5(1993)年に桜が丘図書館、平成 19(2007)年に清原図書館が開館し、3 館による図書館サービス体制が確立しました。

中央図書館開館に先立つ昭和 56(1981)年 3 月に出された仮称東大和市立中央図書館建設専門委員会の答申「(仮称)東大和市立中央図書館の建設・運営について(答申)」を読むと、現在まで続く、東大和市における図書館サービスの方向性が示されています。

図書館の基本的な役割は「あらゆる資料を、それを必要とする市民に、公平に、かつ、より効果的に提供すること」と位置づけています。そして中央図書館の機能を 6 項目にまとめています。内容を変えないで簡潔にまとめると、

- (1) 図書館サービスの先端として十分活動できるよう資料等の整備、充実を図ること。
- (2) 他の公共図書館等との相互協力を図り、学校図書館、地域文庫など関係団体との連携を深めること。
- (3) 大型活字本、点字本、録音テープの収集や対面朗読を行うこと。
- (4) 移動図書館の拠点としての機能を有すること。
- (5) 郷土資料、行政資料等の整理保存をすること。
- (6) 市民の読書相談、学習活動を援助し、参考資料の充実を図ること。

と 6 つの機能を挙げています。

(4)は移動図書館廃止に伴い、現在は、新たに設定したサービスポイントでの予約資料の受け渡しが行われています。

設立された中央図書館は、少しずつサービスは変化してきているものの、答申に述べられた内容を着実に実現しているものと私たちは評価しています。特に、図書館の基本的な役割で述べられた「あらゆる資料を、それを必要とする市民に、公平に、かつ、より効果的に提供すること」を着実に実行されたことに感謝いたします。

日本には、憲法があり、教育基本法があり、図書館法があり、それらに基づき、東大和市立図書館が設置されています。市立図書館は、基本的な役割を遂行することで市民の「教育を受ける権利」「知る権利」などを支えているのです。

建設・運営についての答申から 40 年以上が過ぎ、社会も大きく変化をしていることを鑑みると、

基本的な役割をおさえながら、東大和市のこれからの図書館を考える時期になったと私たちは考えています。

【2つの大きな課題】

＜専門職の採用＞

市民は、図書館サービスを通して、地域のこと、国のこと、世界のこと、いろいろな人の考え方を学び、自らの成長の糧にしています。また、市立図書館は地域の人びとが作りあげた歴史、文化などを後世に引き継ぐ大切な役割を担っています。

図書館サービスを支えるのは、図書館の運営に専門的な知識をもち、図書館サービスを推進する意欲を持った職員です。下の表は、図書館職員数の変遷です。私たち協議会から事務局に依頼し、提出された資料に基づき作表しました。

年度	昭和 59 (1984)	昭和 60- 62(1985- 1987)	平成 3 (1991)	平成 7 (1995)	平成 19 (2007)	令和 3 (2021)	令和 7 (2025)
	中央館 開館			桜が丘 開館 2 年後	清原開 館	指定管 理導入 前年度	
館長	1	1	1	1	1	1	1
管理係	14	15	4	4	14	2	2
事業係			* 13	13		9	8
桜が丘				3	3	2	
清原					3	2	
計画担当						1	
合計	15	16	18	21	21	17	11
うち司書	6	7	11	10	7	7	5
司書率(%)	40	43.8	61.1	47.6	33.3	41.2	45.5

*は推定値

この表をみると中央館 1 館体制であった平成 3(1991)年度は、正職司書 11 名(司書率 61.1%)が配置されていたのに比べ、指定管理者制度導入前年度の令和 3(2021)年度をみると、司書数が減少していることがわかります。指定管理者制度導入後、桜が丘図書館、清原図書館にも、司書が雇用されていますが、図書館の企画・運営を行う行政部署の司書数が減少しているのです。ポイントは、組織を動かし、活性化させる優れた正規職員の司書の確保です。図書館の役割が世界でも国内でも大きく変化しています。新しい優れた図書館サービスは、“住んでよかった”を実感

させる大切な行政サービスです。

<保存能力の向上>

昨年度、中央図書館は40周年を迎えました。毎年、貴重な資料が蓄積され続けています。現在、中央図書館の収容能力は限界を越えています。市の財産である図書館の蔵書の充実は、図書館の質に結びつくものと思います。

【私たちが心配していること—指定管理者制度の導入拡大】

私たち図書館協議会は、平成28(2016)年10月に「地区図書館の開館日及び開館時間の見直しについて」の諮問を受け、平成30(2018)年2月に答申を提出しました。

答申の主文では、(1)現体制を維持しながらの見直し、(2)開館日・開館時間のことだけでなく、図書館サービス全体での見直しなどの4項目を掲げ、直営での対応を求めました。また、指定管理者制度についての付帯意見では、その問題点を掲げています。

しかしながら、令和4(2022)年4月、桜が丘図書館と清原図書館は、指定管理会社に委託されてしまいました。

ここでは、図書館に導入される指定管理者制度の問題について意見を述べたいと思います。将来的に中央図書館も委託されるのではないかと心配しているからです。なお、このことは、答申の最後にも触れさせていただきました。

前回の答申では、図書館が直営であるべきである、と答申しましたが、私たちも同様に考えています。その理由を以下に掲げます。

<図書館は東大和市の歴史、経済、行政、文化などを後世に伝える>

図書館の大きな役割は、東大和市の歴史、経済、行政、文化などを後世に伝えることです。引き継がれることで、新しい時代の東大和市が生み出されていくのだと思います。そのためには、行政が責任を持って資料を収集し、整理し、保存し、提供する必要があります。

<図書館は広い意味で教育機関>

人は周りの人びとや、社会的な環境や自然環境の中で暮らし、それらから刺激を受けて成長しています。刺激の中に読書が含まれることは言うまでもありません。人には何かを知りたいという気持ちがあります。その知りたい気持ち、学びたい気持ちを乳幼児から高齢者まで支えてくれるのが図書館です。加えて図書館は、一人ひとりの学ぶ意欲を引き出す工夫をすることも大切です。

<図書館はまちづくりに貢献する>

まちづくりの主役は市民です。図書館はまちづくりに関する資料・情報をたくさん収集し、保存しています。また、市民を支える行政は、市民の暮らしのあらゆるところに関わりを持っています。市役所のそれぞれのセクションは、市民とともに各種課題を解決しようと考えていると思います。その方法の一つに図書館との連携・協力があります。図書館はあらゆる資料や情報を提供することができます。そのため図書館職員が市役所職員であることが重要です。

<図書館の企画・運営>

図書館は行政機関の一部です。図書館は、市の各種計画や予算・決算、議会対応などの流れの中で、館長ら市の職員が図書館サービスの企画・運営を行っています。中央図書館が委託され、市の職員がいなくなったら、図書館の企画・運営、予算などは誰が行うのでしょうか。図書館業務を知らない行政マンが行うのでしょうか。いくら優秀な市の職員でも知らないことを行うのは不可能です。誰が委託の仕様書を書くのでしょうか。図書館には、図書館業務に精通した職員が必要です。さもなければ、最も危険な丸投げになってしまうでしょう。

<資料選択と蔵書構築>

図書館では、来館する市民の利用だけではなく、これからの潜在的な利用者も含めて資料選択を行っていると思います。資料選択は日常的な業務ですが、職員は長期的な視点に立ち、市の図書館の蔵書構築を行っているのだと思います。

中央図書館が指定管理者制度を導入したらどうなるのでしょうか。市の財産である資料を民間会社に委ねることはできないと私たちは考えています。

<5年で変わる契約>

指定管理者制度では、5年で契約更新が行われます。5年するとA社がB社になる可能性があります。行政サービスは継続することが大切です。なぜならば市民は住み続けているからです。5年で替わる業者に、東大和市の歴史、経済、行政、文化を後世に伝える仕事や、人の成長に関わる仕事を任せるわけにはいきません。

<心配な個人情報>

市の図書館職員には幾重にも守秘義務が課せられています。委託された民間会社を退社した社員はどうでしょうか。私たちは心配しています。

<目的の違い>

市役所の業務の最終的な目標は、住民の福祉の増進です。すなわち、市民が東大和で幸せに暮らすことができるようにサービスを提供することです。住んでよかった街を実現することです。

一方、民間会社の目標は会社の利益です。利益を生むために何をするのが大事になります。民間会社では当然のことです。木に竹を接いで、木も竹も育ちません。役割が違うのです。そのズレは今後、大きな課題になってくるでしょう。私たちは東大和市の図書館が直営で、より豊かなサービスを提供することを望んでいます。そのためには、しっかりとした職員体制をつくり上げる必要があると私たちは考えています。

1 これからの図書館 — なぜ、いま、図書館が重要か

1-1 情報化社会で役割を増す図書館

情報化の進展は、私たちの生活に利便性をもたらし、今までの暮らしを大きく変え続けています。

高度情報化社会は、市民一人ひとりが豊富な情報を独力で得ることを可能とした、との考え方

があります。しかし、インターネットに流れる情報の多くは、速報性はあるものの表面的で簡略化されたものばかりです。また、信ぴょう性に疑義のある情報も多く含まれています。フェイクニュースの拡散、誹謗中傷、個人情報の漏洩など多くの問題が発生しています。今、個人による情報の真偽などの見極めは、困難になっています。

また、ここ数年、生成AIが広がりを見せています。生成AIの活用は、社会を大きく変える要素を持っているものの、自らの考える力に負の影響を与えるとの指摘もされています。

もっと深く、より本質を知るためには、より内容が正確な図書、雑誌、電子情報などが必要です。図書館は、信頼のおける資料・情報を公平に提供することができる公共サービスです。このためには、資料費を含む図書館経費の確保は必須です。また、社会の情報化が進む中、読書する力、文章を読みとる力が、より重要になっていると私たちは考えます。図書館サービスは、市民の生涯にわたる読書活動を支援するために不可欠な存在であり、その充実が、いっそう求められています。

1-2 いろいろな人たちのための図書館

東大和市にはいろいろな人たちが生活しています。みな違った環境の中で生まれ、育ち、暮らしています。

市内でも外国語を母語とする多くの人びとが暮らすようになりました。分断でなく、ともに共生するためには、図書館による多言語・多文化サービスの充実が必要です。このサービスを通して相互理解が図られていくことと思います。

読書バリアフリー法が公布され、心身に不自由さを持つ人びとへの読書機会の確保が求められています。それだけでなく、学習上の困難を抱える人、入院している人、外出困難な人、図書館から離れた場所で暮らす人たちが利用しやすい体制を整備することが大切です。また、視覚障害者ら図書館サービスを必要としている人びとの人数などをしっかり把握し、必要としている人びとに周知されるよう努めることが重要です。

人びとの価値観の多様化は、世代間の認識の相違や、いろいろな家族の形を生み出しています。今、社会は多様性を認め合う時代になりつつあります。いろいろな人びとを対象とする図書館サービスは、多様性を持つ社会を包摂する役割を担っています。図書館は、価値観の異なる市民が対話によって、相互に理解できるようになる、互いの考えを尊重できるようになる場所としての機能も期待されています。

それは国連が進める持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標と多くの点で一致します。

1-3 子どもの読書活動を支える図書館

<子どもの読書の大切さ>

「読書は、子どもが言葉を学び、想像力を養い、幅広い知識を習得して、社会の中で人々とともに生きる力を身につけるうえで、欠くことのできないものです。」

この文章は、令和5(2023)年3月に策定された「第三次東大和市子ども読書活動推進計画」(以

下、推進計画)の冒頭の言葉です。情報化が進む中、子どもにとって文章を読みこなす力が、いっそう大切になっています。そのためには、乳幼児期から読み聞かせを行うなど、子どもが読書の楽しさを知ることが大切です。

読み聞かせや語りは、子どもたちの耳に生の声を届けることで、美しい言葉の力や集中力、想像力を育て、やがてはそれが読書の楽しみに繋がっていくと思います。今、子どもたちは、ゲームや映像など動く媒体に興味が向いています。だからこそ、図書館、学校、家庭などが連携をとり、読書の大切さを共有する必要があります。

東大和市では推進計画を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。東大和の未来をつくるのは「子どもたち」です。そのためには、市立図書館、学校図書館、地域の機関、ボランティアグループが連携・協力して推進していくことが大切です。

<市立図書館と学校図書館の連携・協力>

市立図書館は、子どもの読書活動の推進において中心的な役割を担っています。また、子ども・若者の生きづらさが顕在化する中、家庭でも学校・職場でもない居場所(サードプレイス)として図書館の役割が大切です。社会参加の入り口としても幼少期から年齢に関係なく利用できる図書館はハードルの低い公共施設です。

子どもの読書活動を推進するためのもう一つの柱は、学校・学校図書館です。市立図書館は子どもの読書活動の推進で学校図書館との連携・協力を、より強めることが求められています。

学校図書館の蔵書は、小学校1万冊前後、中学校は1万2千冊前後だと思えます(参考:『第三次東大和市子ども読書推進計画』)。学校図書館には、「読書センター」「学習センター」「情報センター」の役割がありますが、それぞれが単独で子どもたちに支援することには限界があると思われる。学校図書館の充実とともに市立図書館との連携・協力が求められています。市立図書館3館の蔵書数は、472,916冊です。児童書数だけでも139,965冊を所蔵しています(『図書館事業のまとめ 令和6(2024)年度』)。これらの資源を学校現場で有効に活用することを考える必要があります。

現在でも団体貸出や出張おはなし会、調べ学習の支援などを実施しています。今後はそれらの業務を一歩進め、学校図書館支援センターの役割を加えると連携・協力が、より進むのではないかと思います。

子どもの読書活動の推進は、生涯にわたる基盤をなすものです。学生、大人になっても、読書の楽しみが途切れてしまわぬよう、どの世代にも受け皿になる図書館であってほしいと思っています。

1-4 超高齢社会に果たす図書館

東大和市も超高齢社会を迎えています。高齢者サービスは、大きく二つに分けることができると思います。

高齢者には、自由に図書館に来館し、読書続ける人びとと、体調不良などで図書館利用に障

害を持つ人びとがいます。前者にあつては、図書館が「高齢者の地域の学習拠点」としてだけでなく、「高齢者の生きがいの創出の場」を提供する施設のひとつと位置づけることができます。後者にあつては、ユニバーサルサービス(障害者サービス)の宅配サービスの充実、大活字本などの資料の充実などが求められていると思います。

また、超高齢社会では、認知症も大きな課題です。近年、認知症対策に取り組む他市の図書館があります。認知症の人のための図書館資料としては、絵本、写真、郷土史、オーディオブック、音楽、映像資料、コンピューターゲームなどがあげられます。認知症の人は通常、読み聞かせをしてもらうことを楽しみます。これからの図書館は、超高齢社会の中でその役割が高まることと思います。

1-5 人と人が集い、発信する図書館

今までの図書館は、読みたい本を貸してくれるという一方のサービスが中心でした。数年前から図書館では、ビブリオバトル(書評合戦)が行われ、市民が集まり、本のことを語り合う場所になりつつあります。図書館は、ビブリオバトルに限らず、市民が集い、いろいろな考えの人びとに出会い、おしゃべりができて、刺激を受けあう交流の場でもあるのです。

図書館には、たくさん本があります。本は、あらゆる分野を網羅しています。いろいろなことに興味・関心を持って図書館を利用する人、誰もが集い、学びあえる場がより大切になります。そこからは、発信する力も生まれてくるのだと思います。

1-6 テーマを決め、市民や地域の課題を解決する図書館

市民やグループ・団体は、それぞれに課題を持っています。健康、法律、ビジネス、地域振興などの課題に対して、図書館は資料・情報の集約化を図り、市民に提示していく必要があると思います。資料・情報の集約化だけでなく、関連する事業(講演会、セミナー、相談会など)を展開することも可能です。図書館は、資料や情報の提供や関連事業を行うことで、市民、グループ・団体の課題解決に貢献することができると思います。

また、複雑化する現代社会の中で図書館サービスは、市民の個々の調査・研究の支援や、読書などの質問に対応する相談業務もますます大切になってくるのだと思います。

1-7 まちづくりのために他機関との連携・協力を推進する図書館

まちづくりの主役は市民です。市民を支える行政は、市民の暮らしのあらゆるところに関わりを持っています。市役所のそれぞれのセクションは、市民とともに各種課題を解決しようと考えていると思います。その方法の一つに図書館との連携・協力があります。子育てのことで、高齢者のことで、環境のことで、市の財政のことで、市民とともに考える場を図書館が作り出したらどうでしょうか。

図書館は、目立つところに常設コーナーを設置し、行政の各セクションと協力して、関連資料・情報の提供を行うことで、まちづくりに貢献するものと思います。

1-8 電子情報の導入を進め、市民の情報活用能力の向上に貢献する図書館

これからの図書館では、情報化が大切です。図書館の情報化の柱は4点です。

一つは、地域資料のデジタル化です。図書館には将来に引き継ぐべき大切な資料がたくさんあります。それらをデジタル化し、公開することでどこからでも利用できるようになります。そのことは資料保存のリスク管理にもなります。

二つ目は、電子書籍の導入です。他市では電子書籍を導入する図書館が少しずつ増えていますが、経費やコンテンツなど大きな課題があるようです。しかしながら、電子書籍が本に替わるということではなく、本と電子書籍の両方が必要な時代が近づいていると私たちは考えています。

三つ目は、有料のデータベースなどの活用です。通常、インターネット検索では、いろいろな情報を無料でみることができます。それとは別に課金制のデータベースも増えていきます。個人では高価で契約できないデータベースを図書館が契約し、市民が自由に利用できる体制を確保することが大切です。

四つ目は、市民の情報活用能力の向上です。図書館は最新の情報環境を整備し、市民の情報活用能力向上のため、情報検索などのセミナーなどを開催し、情報格差の解消に取り組む必要があります。

1-9 コレクションの充実と保存の大切さ

図書館が蓄積した資料や情報は、市民の理性や感性に刺激を与え、想像力や創造力を引き出します。その前提として資料費を確保し、多様な資料を収集し、保存し、いつでも提供できる体制を整える必要があります。現在の中央図書館の保存能力は限界にきていると考えています。図書館の保存能力の向上のため新しい書庫の確保が必要です。

1-10 どこに住んでいても図書館サービスを

図書館を利用する理由は人によって様々です。漠然と読みたい本を探しに行く人や、予約した本を取りに行った帰りに書架をみて本を追加する人もいます。本が並ぶ書架を見ながら大切な一冊の本に出会ったり、今までと違った分野に関心を持ったりすることもあります。図書館には、あらゆるジャンルのたくさんの本が並んでいることが大切だと私たちは考えています。そのためには、市内に図書館が十分に配備されている必要があります。

施設設備では、昭和53(1978)年4月に東大和市社会教育委員から提出された答申「東大和市図書館構想について」があります。そこでは、中央図書館1館、分館4館、合計5館が必要であると述べられています。現在、図書館の配置は、市南部に偏りがあると思います。また、桜が丘図書館以外は、駅から遠く、学校や会社帰りの市民が来館しにくい立地です。本答申では、これらのごことには触れませんが、まずは3館体制の充実を図る必要があると私たちは考えています。

1-11 指定管理者制度図書館の定期的な点検

令和4(2022)年4月、桜が丘図書館と清原図書館は、指定管理会社による運営に移行しました。私たち図書館協議会では、平成28(2016)年10月に「地区図書館の開館日及び開館時間の見直しについて」の諮問を受け、平成30(2018)年2月に答申を提出しました。

答申の主文では、(1)現体制を維持しながら見直しを、(2)開館日・開館時間のことだけでなく、図書館サービス全体で見直しなどの4項目を掲げ、直営での対応を求めました。また、指定管理者制度についての付帯意見では、その問題点を掲げています。

指定管理者制度では、定期的に見直し、点検が行われることと思いますが、適正に運営がなされているのか、費用対効果は適正か、市民の意見が行政に反映されているのか、個人情報保護は大丈夫かなど、私たちは懸念しています。しっかりしたチェックをすることが大切です。

1-12 図書館の基本的な運営方針の策定と市民参加の推進

図書館法第七条の二では「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする」としています。それを受け、文部科学省では、平成24(2012)年12月に「図書館の設置及び運営上望ましい基準」を告示しています。この中に、

「市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする」と規定されています。

多摩地区でも「基本的な運営方針」を策定している自治体が増えています。東大和市においても、基本方針の策定が求められていると私たちは考えています。

策定にあたっては、市民参加は必須条件です。現在も児童サービスやユニバーサルサービスなど市民との協働が進んでいます。図書館サービスをより良いものにするためには、市民参加が欠かせません。

2 これからの図書館を動かす職員と資料保存の重要性

答申では、「これからの東大和市立図書館」を12項目にまとめました。これからの図書館サービスに少しでも反映してもらいたいと私たちは望んでいます。そのために最も重要で、まず取り組まなければならない課題は、専門的な知識と技術を持った司書の採用です。

冒頭で述べたように、今、正規職員の司書数が減少し、図書館の司書比率が低下し、図書館力が落ちています。また、定年近い司書が増えたことで図書館サービスの継承が大きな課題となっています。充実した図書館サービスを市民に提供し、市民と新しい図書館を作り上げるためには、新しい職員の力が求められています。資料と市民を知り、地域づくりに貢献できる職員が必要です。そのためには、一般行政職とは違った採用と研修などのプログラムが必要です。そのことが図書館サービスを向上させるものと私たちは考えています。

また、「1-9 コレクションの充実と保存の大切さ」で述べたとおり、コレクションの充実とそれを支

える保存機能が大切です。中央図書館の書庫の現状を考えると何らかの対策をとる必要があると私たちは考えています。

おわりに

私たち東大和市立図書館協議会は、会議や電子メールでの意見交換を行い、「東大和市立図書館のこれからのあり方について」をまとめ、ここに答申いたします。

図書館行政では、計画・実行・確認・改善というサイクルによって事業評価が行われる場合があります。答申では、12項目の提案をいたしました。そのため、私たちは図書館を評価するためには、多くの評価項目が必要になることを付け加えたいと思います。

図書館は世界のどこの国にもあり、どこの国の地方自治体も財政の苦しい中で図書館サービスを行っています。今、図書館界で注目されているのは、北欧の図書館です。改正されたノルウェー公共図書館法(2013年)では、第一条に図書館の役割を2つ規定しています。

- ・公共図書館は、図書やその他のメディアをすべての住民に無料で提供することによって、知識、教育、その他の文化活動を積極的に推進する。

これは日本でも変わらない図書館の基本的な役割です。

ノルウェーの公共図書館法では第2項に、

- ・公共図書館は公共性を持つ会話と議論のための独立した出会いの場／活動の場である。

と規定しました。北欧の図書館を研究されている筑波大学の吉田右子氏は、この条文を

・超訳:ここは図書館だよ。なんでおしゃべりしないの？

と訳されています。

今、図書館は大きな転換点を迎えています。社会の変化の中で図書館の役割が大きく変化しはじめています。その新しい図書館を創り出すのは、住民と図書館員です。答申がこれからの東大和市の図書館、まちづくりに役立つことを切に願っています。

参考文献:

*「IFLA-UNESCO 公共図書館宣言 2022」 2022年7月18日採択

https://www.jla.or.jp/library_resources_and_guidelines/ifla-unesco-public-library-manifesto2022/ 2026.1.6.アクセス日

* 塩見昇・山口源治郎編著『図書館法と現代の図書館』日本図書館協会 2001年

* 竹内愨編・訳『図書館のめざすもの 新版』(日本図書館協会 2014年)

- *「私たちの望む西東京市の図書館」西東京市図書館協議会 2023年3月17日
- *酒井邦嘉『デジタル脳クライシス AI時代をどう生きるのか』朝日新聞出版 2024年
- *『長寿社会における生涯学習の在り方について:人生100年いくつになっても学ぶ幸せ「幸齢社会」』超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会 2012年
- *呑海沙織「超高齢社会と図書館」『図書館界』Vol.69 No.1 May 2017年
- *吉田右子「講演概要 北ヨーロッパにおける公共図書館の意義と役割」西東京・図書館と歩む会 <https://nishitokyolibayumu.wordpress.com/> 2025.11.22.アクセス日